\bigcirc

 \bigcirc

公 告 規 香川県規則第七十二号 のように改正する。 人事委員会規則 香川県動物の愛護及び管理に関する規則(平成十三年香川県規則第六十号)の一部を次 ○土地改良事業の同意 ○道路の供用開始 ○児童福祉法の規定による事業者の指定 香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 ○都市計画の図書の写しの縦覧(二件) ○土地改良事業の工事完了の届出 ○土地改良事業の適否決定 ○道路の区域変更 (二件) ●香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則(生活衛生課) ●職員の勤務時間、 平成十七年七月十五日 示 則 香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則 目 休暇等に関する規則の一部を改正する規則 規 次 則 香川県知事 (●印は、県法規集掲載事項) 真 (土地改良課) (道路保全課) (障害福祉課) (都市計画課) 鍋 第 55 号 " 武 平成 17年 紀 ページ 7月15日(金曜日) 四 Б. 六

第十二号様式を次のように改める。

香

Ш

県

報

平成十七年七月十五日

Ш

県

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

犬又は猫の引取申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住所 点別がな 氏名

> (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)

申請	青理 由						
					内	訳	
種	類	頭 (匹) 数	性	別	毛色	年	龄
			雄	雌		生後91日以上	生後90日以内
犬							
					頭		
		頭	頭	頭	頭頭	頭	頭
			與	妈			
猫							
					匹		
		匹	匹	匹	匹匹	匹	匹
		匹		1 1/1		l hr	<u> </u>

(第九二五二号)

香 Ш 県 報 平成十七年七月十五日

則

附

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

告

示

●香川県告示第四百三十八号

定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、 指

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武

紀

児童デイサービ	七月五日 平成十七年	有限会社れんげハ 有限会社れんげハ	岡二六九五―四二 木田郡三木町下高	二一三七〇〇八〇〇二
サービスの種類	指定年月日	所 在 地 主たる事務所の 中請者の名称及び	所 在 地事業所の名称及び	番 指定事業所

●香川県告示第四百三十九号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

月五日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月十五日から同年八

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

三 道路の区域

路線

名

府中琴南線 (十七号)

間 敷地の幅員 (メートル) 延 (メー ŀ ル長 備

考

区

坂出市府中町字赤尾五四八番四地先から

坂出市府中町字赤尾五四六番一地先まで

 $\exists \bigcirc \cdot \bigcirc$ 九・○

平成十六年

四四 第五百二十 九号で変更

した区域

供用開始の期日 平成十七年七月十五日

四

●香川県告示第四百四十号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

月五日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月十五日から同年八

平成十七年七月十五日

香川県知事

真

鍋

武

紀

路線名 道路の種類 県道 (主要地方道) 土庄内海線 (二十六号)

道路の区域

三八二番地先まで「小豆郡土庄町屋形崎字江ノ上甲」	三七八番地先から小豆郡土庄町屋形崎字江ノ上甲	区間	
申 一 一 後	前	前後別更	
	= - = - = - = - = - = - = -	(メートル)敷地の幅員	
<u> </u>	<u> </u>	(メートル) 長	
	る現道拡幅 交通安全施	備考	

●香川県告示第四百四十一号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月十五日から同年八

香

Ш

県

平成十七年七月十五日

(第九二五二号)

兀

月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十五日

道路の種類 県道 (一般)

香川県知事

真

鍋

武

紀

路 線 名 多和三木線 (百四十八号)

道路の区域

六六番一地先まで	六六番一地先から木田郡三木町大字鹿庭字三番乙一	二八番一地先まで本田郡三木町大字奥山字花折三〇	二八番一地先から木田郡三木町大字奥山字花折三〇	区間	
後	前	後	前	前後 別 更	
二 一四 5 七	一 三 六 二	一 七 / 四 〇 三	一 〇	(メートル)敷地の幅員	
	<u>U</u>	六八	六八	(メートル) 長	
			う現道拡幅 旧工事に伴 に伴	備考	

公 告

●香川県公告第四百三十二号

第八条第一項の規定により、豊浜町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事 した。 業(ため池改修事業)今井田池地区)を行うことについて平成十七年七月五日適当と決定 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

その関係書類を豊浜町経済課において平成十七年七月二十二日から同年八月十一日まで

縦覧に供する。

平成十七年七月十五日

香川県知事

真

鍋

武

紀

●香川県公告第四百三十三号

画整理事業)源内地区)を行うことについて平成十七年七月四日同意した。 同法第十条第一項の規定により、綾上町が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(区 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する

平成十七年七月十五日

●香川県公告第四百三十四号

香川県知事

真

鍋

武

紀

土

地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第 項の規定により、

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

ζ.		正 争 (
	"	"	"	地改良区三豊郡山本町土	"	山本町	行った者の名称
(農道整備事業)	単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(かんがい排水事業) 単独県費補助土地改良事業	農業用用排水施設整備事業)農村総合整備モデル事業(- 農村基盤総合整備事業 (農	土地改良事業の種類
	奥蓮花地区	二丁田地区	鹿の谷地区	樋 盥 地区	鐘鋳原地区	光寺東線地区	地 区 名
	平成九、三、二八	平成九、三、一〇	平成九、三、二八	平成九、一、二〇	平成八、三、一五	平成九、三、二八	工事完了年月日

香
JII
県
報
_
44
半成
半成十
平成十七
半成十七年
半成十七年七
七年七月
七年七月
半成十七年七月十五日

	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(かんがい排水事業)単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(かんがい排水事業)単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(かんがい排水事業)単独県費補助土地改良事業	(かんがい排水事業)単独県費補助土地改良事業	(かんがい排水事業)単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業)	(かんがい排水事業) 単独県費補助土地改良事業
	仁池地区	井の尻地区	新井出地区	田井南地区	北池地区	前山下地区	叶田地区	仁池地区	芋の池地区	谷の池地区	女郎地区	前山下地区	田井南地区	樋 盥 地区
	平成一四、二、一五	平成一四、二、一五	平成一三、二、二八	平成一三、二、一〇	平成一三、二、二八	平成一三、二、一〇	平成一三、二、二〇	平成一三、二、二〇	平成一二、二、二八	平成一一、三、二六	平成一一、三、二六	平成一一、三、二六	平成一、二、二八	平成一〇、一一、二〇
より 香川県土木宮	、	●香川県公告第四百	平成十七年七	の、季川県上木部四十三年法律第百日		"	"	"	"	"	"	"	"	"
音者市言画割におして	BBi上重要において、後の発売によって6。百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定にと、「「「「「」」())()「「「」」)())「「「」」)())()「「」」)())())()	ぬき都市計画臨巷地区の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭百三十六号	月十五日	部市計画果こおって公衆の従覧こ共する。 号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によるで表示書画演品の図書の写真の美作を受けすので、書言書画法(甲禾)	なき邪庁十両道各の図髻の芽ンの差寸を受けたので、邪庁十両去(召取百三十五号	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(ため池等整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(かんがい排水事業)単独県費補助土地改良事業	(農道整備事業) 単独県費補助土地改良事業	(かんがい排水事業)単独県費補助土地改良事業	(かんがい排水事業) 単独県費補助土地改良事業	(かんがい排水事業)単独県費補助土地改良事業
心質に仕する	で、準用する同語	万写しの送付を受ける。		記されずる。 で準用する同法等 にかられる	うきすを受け	樫谷地区	中尾地区	中西下地区	箕池地区	観音地区	三条坊地区	大横井地区	樋 盥 地区	椋田 地区
	法第二十条第二項の規定に 	受けたので、都市計画法(昭	真 鍋 武 紀	第二十条第二項の規定によ	こうで、邪庁十両去(召印	平成一五、三、七	平成一五、三、一〇	平成一五、三、一〇	平成一四、一二、二〇	平成一五、三、一四	平成一四、三、二五	平成一四、二、二五	平成一四、二、一五	平成一四、二、一五

香川県報は、香川県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.kagawa.jp/